

【試し読み】

矢越 葉子 著 『日本古代の文書行政―正倉院文書の形成と復原―』

はじめに ―研究の視角―

目 次

索 引

(二〇二〇年十二月二〇日刊行、八木書店発行)

詳細は左記サイトにて

<https://catalogue.books-yagi.co.jp/books/view/2223>

はじめに — 研究の視角 —

日本の古代国家は、律令制によって統治された「律令国家」であると言われる。律令制は東アジア世界に共通する統治制度であるが、西嶋定生は「東アジア世界」について、中国による冊封体制のなかで漢字文化を媒介に儒教・律令制・仏教が伝播するもので、漢代に形成がはじまり、晋代・五胡十六国の動乱期に完成、隋・唐に冊封体制が一元化されるに至って自律的に機能するようになる⁽¹⁾と述べる。このうち五胡十六国から唐代に至るまでの時期は日本における古代国家の形成期に相当し、漢字文化・儒教・律令制・仏教をその時々⁽²⁾に受容し徐々に形成されたのが日本の古代国家である。したがって、本書で中心に扱う文書行政の制度も一度に、あるいは系統立てて伝播・受容された訳ではなく、朝鮮半島を経由して、あるいは中国から直接に伝わったものを、その時々で必要に応じて継受したものと考える。

この文書行政の制度は、律令法の中では主に公式令に規定されている。まとまった形で現在に伝わる公式令は日本の養老令文（天平宝字元年〔七五七〕施行）のみであるが、具体的には、

公文書の様式（1詔書式条⁽³⁾、22過所式条）

公文書の作成・施行上の諸規定（23平出条、41行公文皆印条、66公文条、69奉詔勅条、71諸司受勅条、83文案条）
駅鈴・伝符および駅の運用についての規定（42給駅伝馬条、51朝集使条、70駅使至京条）

官人の秩序・服務についての規定（52内外諸司条、62受事条、65陳意見条、67料給官物条、68授位任官条、84任授官位条、89遠方殊俗条）

訴訟手続（63訴訟条・64訴訟追撰条）

といった事項が規定されている。「公式」の意味するところを「公文の様式」とする『令義解』の解釈とは若干異なる印象を受けるが、広い意味で公文書の作成およびその用途を規定していると解するべきであろうか。いずれにしても、公文書の様式を定めた二十二箇条、公文書の作成・施行上の諸規定を定めた二十五箇条のみでは国家全体の文書行政制度を定めることは困難であったと見られ、制度を運営する上で必要に応じて変更が加えられた。その様相は平安時代に入って編纂された格式に明らかである。ただし、格や式は変更の事実を伝えるものの、編纂された法制史料という性格上、そのような措置が必要とされた状況は詳述しない。したがって、公式令の施行の実際や変更が加えられるべき状況、すなわち文書の授受や保管の方法は、一次史料によってしか明らかにし得ないものである。

日本古代の一次史料としてまとまった形で現存するのは、正倉院文書のみである。本書はこの正倉院文書を対象として検討を進めるが、ここで正倉院文書について簡単に述べておく。正倉院文書は、奈良東大寺の正倉院中倉に伝来したもので、幕末の発見以降、明治中期までに数段階の「整理」を経て、現在の姿（正集四十五卷、続修五十卷、続修後集四十三卷、続修別集五十卷、続々修四百四十卷二冊、塵芥文書三十九卷三冊、計六百六十七卷五冊）に編成された。この「整理」は戸籍や計帳といった特定の律令公文を抜き出すことによつて始められたため、保存されていた当初の原形は大きく破壊されている。⁽⁴⁾しかし、その後の原本調査や記載された内容の分析を通じて多くの史料の原形が明らかにになり、また一九八〇年代後半より始まった復原の基礎データを提供する『正倉院文書目録』⁽⁵⁾および『正倉

院古文書影印集成⁽⁶⁾の公刊により、正倉院文書の中核をなす写経所文書の研究が飛躍的に進展した⁽⁷⁾。

この写経所文書研究の近年における成果の一つが写経機構の解明である⁽⁸⁾。写経所文書についてはそれまでも先駆的な研究が行われ⁽⁹⁾、また特に寺院造営に関する史料については集中的に整理が行われた結果、組織やその構成員などが明らかにになっていたが、近年の写経所文書研究の進展により史料群としての正倉院文書を生み出した皇后宮職系統写経機関の内部構造や変遷の詳細が判明した。写経所文書は神亀四年(七二七)から宝亀七年(七七六)に至るまでの約五十年に渡って形成されたものであり、各時期のものがそれぞれ特徴を有するが、その形成に直接に携わった機構の系統や変遷の解明は、広く行われている個別写経事業研究の成果と共に史料群としての写経所文書を解明する手掛かりとなる⁽¹¹⁾。

このような研究の動向を踏まえ、本書では第一部を「正倉院文書の形成と文書行政」と題し、文書行政という観点から史料群としての正倉院文書を論じる。先述のように日本古代の律令国家は中国からの律令制の導入に当たりその特徴のひとつである文書主義を継受したが、その日本の文書行政システムに関する従来の研究は主に法制史料を対象とし、一次史料である正倉院文書はその特殊性ゆえにあまり活用されてこなかった⁽¹²⁾。しかし、既に指摘されているように、臨時に設けられた令外官であるものの、写経所は他の令制官司との間で文書を授受し、人員や予算を国家の枠組みの中で配分されていた⁽¹³⁾。また上級官司が恒常的な令外官である造東大寺司へと発展し、特に天平宝字年間(七五七―七六五)に官司としての規模が八省並みに整備された段階においては、令制官司と同様の普遍的なシステムが導入されていた可能性が高いと考えられる。そこで、この特殊性と普遍性を明らかにすることを目的に、第一章では律令国家の文書行政を象徴する儀式である告朔との関連性が指摘される行政報告書「告朔解」のうち、写経所のものを対象に検討を加える。次いで第二章では、正倉院文書の中で史料の原形が最も明らかとなって

いる石山寺造営関係史料を対象に、文書および帳簿の作成から保管までを一体で考察することを通じ、史料群が形成される過程を具体的に検討する。さらに、第三章では正倉院文書と同時期の中国唐で形成された敦煌文書・吐魯番文書のうち官司が作成した文書との比較を行うことで、そこに見られた特徴が有する意味を考える。敦煌と吐魯番は唐の辺境に所在し、文書群もその特殊性と普遍性が指摘されているが、唐が施行した律令制の中で形成されたことは明らかである。この比較を通じて正倉院文書を形成した日本古代の文書行政システムの特徴が明らかになるものと考ええる。

また、近年の正倉院文書研究では、研究環境の整備に伴い、⁽¹⁴⁾復原研究のさらなる深化が求められている。特に復原情報を掲載する『正倉院文書目録』の刊行が続々修に及んだことで、続々修整理の状況やその方針を再確認する必要が生じていると言える。第一部の個別文書の検討においても触れるが、この続々修については鮮明とは言えないマイクロフィルムもしくはその紙焼き写真の形でしか写真が公開されていないこともあり、接続などの情報を写真から読み取ることは容易ではなく、先行研究もこの続々修部分で接続に曖昧なものが多い。そこで、第二部では「古代史料とその復原」と題し、まず第一章において続々修の成巻に至るまでの過程で作成された複数の目録の対比を通じて、明治十年代に行われた「整理」を検討する。この「整理」過程の考察を通じて、さらなる復原の糸口が見えてくるであろう。またこの続々修を用いた復原研究とも直接に関わるため、あわせて続々修と目録との対照表を作成し、復原の最小単位となる「断簡」を一覧の形で示し、『大日本古文書』での掲載の巻・頁も併載することで利用の便を図ることとした。なお、日本古代史においては、このような復原は正倉院文書のような一次史料のみならず、典籍等の編纂史料においても必須である。そこで史料復原をキーワードとして、第二章には複数の写本に基づいて勘物を復原した『政事要略』および『西宮記』にかかる論考を、また第三章には二〇〇六年に中国寧波

市の天一閣博物館で発見された明鈔本天聖令に基づく転写過程の復原に関する論考を収め、全体として史料研究にあたっての復原の方法を論じることとする。

注

- (1) 西嶋定生著・李成市編『古代東アジア世界と日本』（岩波書店、二〇〇〇年）。
- (2) 条文番号は井上光貞他校注『日本思想大系3 律令』（岩波書店、一九七六年）に従う。
- (3) 『令集解』引用の諸説では、令釈は『令義解』と同じく「公文の様式」、跡記は「公文を録する式」と解する。
- (4) 正倉院文書の整理については、皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」（『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初発表一九七二年）、西洋子『正倉院文書整理過程の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）に詳しい。
- (5) 東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会刊行。現在までに『一 正集』（一九八七年）、『二 統修』（一九八八年）、『三 統修後集』（一九九四年）、『四 統修別集』（一九九九年）、『五 塵芥』（二〇〇四年）、『六 続々修一』（二〇一〇年）、『七 続々修二』（二〇一五年）、『八 続々修三』（二〇二〇年）が刊行されている。
- (6) 宮内庁正倉院事務所編纂、八木書店刊行。一九八八年以降、現在までに正集、統修、統修後集、統修別集、塵芥文書の部分が発行されている。
- (7) 近年の正倉院文書研究の概要については、栄原永遠男『正倉院文書研究入門』（角川学芸出版、二〇一二年）、同「正倉院文書研究の現状と課題」、山下有美「写経所文書研究の展開と課題」、同「正倉院文書の性格とその特質」（以上、『国立歴史民俗博物館研究報告』一九二、二〇一四年）を参照されたい。また、大平聡「正倉院文書研究試論」（『日本史研究』三一八、一九八九年）は新たに進展しつつあった研究動向の中で書かれたものであり、それまでの研究成果を総括し、示唆に富む展望を述べる。
- (8) 代表的な成果として、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）がある。
- (9) 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」（『寺院建築の研究』中〔福山敏男著作集二〕、中央公論美術出版

版、一九八二年、初発表一九三三年）、皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書写について」（注（1）書、初発表一九六二年）など。

(10) 個別写経事業研究については栄原注（7）書の目録に詳しいが、その後、まとまった形では山本幸男『写経所文書の基礎的研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）が刊行されている。また東京大学史料編纂所で行われていた石上英一氏による正倉院文書演習の成果が「正倉院文書写経機関関係文書編年目録」として順次公開されており（『東京大学日本史学研究室紀要』三、一九九九年）、個別の研究成果に基づいて史料の整理を行い、その概要が述べられている。

(11) 史料群としての正倉院文書については、吉田孝「律令時代の交易」（『律令時代の国家と社会』岩波書店、一九八三年）、黒田洋子「正倉院文書の一研究―天平宝字年間の表裏関係から見た伝来の契機―」（『お茶の水史学』三六、一九九二年）はそれぞれ伝来の契機となった人物を挙げつつ検討を行う。

(12) 正倉院文書を使用した文書行政制度の研究の早い例として、早川庄八「公式様文書と文書木簡」（『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初発表一九八五年）がある。また、近年、山口英男氏は正倉院文書を用いた「書類学」を提唱し、写経所で作成された書類を用いた情報伝達を具体的に分析し、業務の実際の解明を目指している（『正倉院文書の〈書類学〉』（『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年、初発表二〇一六年）。本書の視覚と異なる点もあるが、写経所文書を文書のみではなく全般として検討する際に有効な分析と言える。

(13) 大平注（7）論文。

(14) 正倉院文書を収載した『大日本古文書』編年文書全二十五巻をテキスト検索できる「奈良時代古文書フルテキストデータベース」、断簡や接続の情報を盛り込んだ「正倉院文書マルチ支援（多元的解析支援）データベース（S H O M U S）」（東京大学史料編纂所公開）、テキストおよび画像を閲覧できる「S O M O D A（正倉院文書データベース）」（正倉院文書データベース作成委員会作成）など、各種のオンラインデータベースが公開されており、今後も各研究機関で整備・拡充の計画がある。本書コラム「古代の史料群とデータベース」参照。

凡 例

一、本書で正倉院文書に言及する場合、以下のようにする。

- ① 正倉院文書の種別は、正集、統修、統修後集、統修別集、塵芥、統々修の略称を用いる。
- ② 文書の所屬を表すにあたっては、種別、巻次、断簡番号および『大日本古文書』編年文書での掲載位置を記載する。

- ③ 種別内の巻次をアラビア数字のみで表す場合がある。

例 統修後集第九卷 Ⅱ 統修後集9 統々修第三十五帙第一卷 Ⅱ 統々修35―1

- ④ 断簡番号は、『正倉院文書目録』既刊部分（二〇二〇年三月現在、八 統々修三まで刊行）に従う。未刊行の部分については、形態から明らかな場合は『正倉院文書目録』に従って付し、不明瞭な場合は料紙番号を記す。

- ⑤ 史料の接続は、『正倉院文書目録』既刊部分についてはその内容を示す。なお、次の略号を使用する場合があります。

正集ⅡS 統修ⅡZ 統修後集ⅡZK 統修別修ⅡZB 塵芥ⅡJ 統々修ⅡZZ

料紙番号Ⅱへへ 「接続ス」・「接続カ」Ⅱ＋ 「続ク」「中間欠」Ⅱ↓

- ⑥ 『大日本古文書』編年文書での掲載位置は、巻と頁を漢数字とアラビア数字で示す。

例 『大日本古文書』第七卷一八八頁 Ⅱ 七188

- ⑦ 史料の表題は、文書様式や題箋の記載等に則って付すことを原則とする。したがって、必ずしも『大日本古文

書』『正倉院文書目録』『正倉院古文書影印集成』の名称と一致しない。

⑧ 釈文を示す場合、原本の写真（正集・塵芥は『正倉院古文書影印集成』、続々修はマイクロ写真）に基づき、『大日本古文書』編年文書の用字および改行箇所等に変更を加えた。

二、本文中での引用史料のはじまりに「を、また細行書きのはじまりにへを用いる。また、紙幅の都合から追いつきで引用した場合、改行部分を／で示す。

三、正倉院文書以外で利用した活字本は以下の通りである。

養老令（条文番号も含めて）——井上光貞『日本思想大系3 律令』（岩波書店）

『令義解』『令集解』『政事要略』『類聚符宣抄』——新訂増補国史大系（吉川弘文館）

『続日本紀』——『新日本古典文学大系』（岩波書店）

『延喜式』——『訳注日本史料』（集英社）

『東大寺要録』——筒井英俊編（国書刊行会）

『儀式』『北山抄』『江家次第』——新訂増補故実叢書（明治図書出版）

『日本古代の文書行政 — 正倉院文書の形成と復原 —』 目次

はじめに ―研究の視角―…………… i

凡 例…………… vii

第一部 正倉院文書の形成と文書行政…………… 1

第一章 写経所と「告朔解」…………… 3

はじめに…………… 3

一 写経司の「告朔解」…………… 6

二 福寿寺写一切経所期の「告朔解」…………… 11

三 金光明寺写経所の「告朔解」…………… 13

四 東大寺写経所の「告朔解」…………… 20

五 奉写一切経所の「告朔解」…………… 27

おわりに…………… 36

〔コラム〕 国分寺と写経所……………44

第二章 造石山寺所の文書行政

— 文書の署名と宛先 —……………47

はじめに……………47

一 関係史料の整理……………49

1 帳簿……………50

2 文書……………53

3 参考史料……………58

二 造石山寺所の作成した文書……………59

1 文書に関する規定……………59

2 下達文書……………62

3 平行文書……………68

4 上申文書……………84

5 様式不詳の文書……………102

三 造石山寺所の受領した文書……………107

1 文書の署名と様式……………108

2 継文の処理……………118

四 告朔解の検討……………122

1 儀式としての告朔と「告朔解」……………122

2 天平宝字六年の告朔解……………124

おわりに……………131

第三章	日本古代文書行政の特質	145
	―正倉院文書と敦煌・吐魯番文書の比較を通じて―	145
	はじめに	145
一	唐代の文書行政―敦煌・吐魯番文書―	146
二	日本古代の文書行政―正倉院文書―	162
	1 紙継目への意識	162
	2 案の保管	187
	おわりに	193
	〔コラム〕古代の史料群とデータベース	206
第二部	古代史料とその復原	209
第一章	「未修古文書目録」に見る明治十年代の正倉院文書整理	211
	はじめに	211
一	目録①と目録②・③の共通点	213

二 目録①と目録②・③の相違点	216
1 項の統合	216
2 号を越えた移動	219
3 項の消滅	223
おわりに	226
付 続々修と未修古文書目録の対照表	231
〔コラム〕「内大臣藤原卿」は誰か	355
―文書の表裏と関連史料の重要性―	355
第二章 『政事要略』による『西宮記』勸物の復原	357
はじめに	357
一 定官中考事	358
二 駒 牽	364
三 御仏名事	372
四 追難事	376
おわりに	379

第三章 天一閣藏明鈔本天聖令の書誌学的検討

―唐令復原の一方法として―……………383

はじめに……………383

一 テキストとしての明鈔本天聖令……………384

二 明鈔本天聖宮繕令による親本の復原……………387

三 親本による明鈔本天聖宮繕令の復原……………389

おわりに……………393

まとめと今後の展望……………397

あとがき……………403

初出一覧……………407

索引……………I

事項……………1
人名……………4
史料名……………5

図表・写真目次

表1 1・2	写経司の告朔解	7	表17	天平宝字六年の「告朔解」	126
表2 1・2	福寿寺写一切経所期の告朔解	12	表18	アスタナ五〇六号墓文書一覽	156
表3 (1) 1・2	天平十五年の告朔解	14	表19	諸国公文に見える継目裏書と踏印	166
表3 (2) 1・2	天平十七年の告朔解	19	表20 1	継目裏書への踏印箇所(一覽)	170
表4 1・2	東大寺写経所の告朔解	22	表20 2	継目裏書への踏印箇所(集計)	170
表5 1・2	奉写一切経所の告朔解	29	表21	奉写一切経司奉請文継文(継文B)復原案	179
表6	石山寺造宮関係史料一覽	50	表22	「定官中考事」勘物対照表	360
表7	下達文書	64	表23	駒牽 勘物対照表	366
表8・9・10	平行文書①・②・③	70	表24	「御仏名事」勘物対照表	374
表11	上申文書	86	図1	大粮申請継文(天平十七年四月分)	96
表12	上申文書①	92	図2	宋令第二十六条の配列復原	388
表13	上申文書②	99	図3	不行唐令第二条の配列復原	392
表14	様式不詳の文書	104	コラム図	「経所」墨書土器	45
表15	位階のある署名を有する文書	109	写真1	造石山寺所解移牒符案(冒頭部分)	
表16	位階のない署名を有する文書	111			

	〔正倉院文書〕続々修18―3(1)―(2)	54	〔正倉院文書〕続々修6―5裏)……………	172
	……………	55	葉師院文書の継目裏書と踏印……………	175
写真2	大粮申請継文 宮内省部分		写真8	造東大寺司判記入時の料紙追加の事例
	〔正倉院文書〕正集3①・②……………	94	95	〔正倉院文書〕続々修17―8(2)―(3)
写真3	文書86と返信(ラ―35)		……………	183
	〔正倉院文書〕続々修18―3(18) + 続修		写真10	続々修に貼られた付箋
	後集33(2)裏、正集5①(8)……………	106		〔正倉院文書〕続々修24―7(1)―(2)
写真4	文書194と愛智郡司解継文(冒頭部分)		……………	232
	〔正倉院文書〕続々修18―4(4) + 続修		写真11	目録④に見える未修古文書段階での所屬
	40裏……………	120		〔続々修24―7部分〕……………
	……………	121	写真12	稲葉通邦自筆書入本に見える錯簡の指示
写真5	伝馬坊牒案卷(冒頭部分)		……………	371
	〔敦煌文書〕Pelchin.3714v)……………	148	写真13	前田家卷子本(甲)に見られる裏書から
	……………	149		勅物への転化(『西宮記』卷六(甲))……………
写真6	戸籍の継目裏書と踏印		写真14	明鈔本『天聖令』に見られる丁番号……………
	(右…筑前国嶋郡川辺里、左…下総国葛飾郡		写真15	1・2・3 營繕令部分の錯簡状況
	大嶋郷)〔正倉院文書〕正集38②(2)裏		……………	389
	〔7〕〔8〕継目〕、正集20②裏〔3〕		……………	390
	〔4〕継目)……………	165	……………	391
写真7	大粮申請継文 民部省部分			

事項 (50音順)

【あ】

- 案卷 135, 145, 146, 155, 160-162, 192, 193, 195, 196, 398, 399, 401
 案の保管 135, 145, 161, 162, 187-194, 399
 石山院三綱務所 69
 石山院奉写大般若経所 50, 52, 69, 82, 85, 101, 135, 189, 190
 石山寺造営関係史料 iv, 第一部第二章, 189-191, 355, 397, 398
 「右京之印」 172
 宇治司所 69, 73, 75
 衛士 82, 171
 愛智郡司 82, 108, 120
 愛智郡封租米 63, 68, 83, 119
 愛智郡封租米徴収使 62, 68
 押縫 146, 154, 155, 159-162, 196-198, 398
 近江国 74, 82, 83, 140
 「大蔵之印」 172
 大舎人寮 82, 103
 岡田鑄物所 69, 73, 75

【か】

- 上総国分寺写経所 45
 行事 8, 10, 11, 16-19, 21, 25, 27, 35, 36, 38, 82, 103, 123
 「刑部之印」 172
 「宮内之印」 95, 172
 景雲一切経 178
 計帳 ii, 165
 県印 163, 171

- 更一部一切経 27, 35
 「交河郡都督府之印」 159
 甲賀山作所 57, 62, 63, 118, 128
 皇后宮職 6, 11, 13, 37
 皇后宮職系統写経機関 iii, 5, 37, 44, 400, 401
 告朔解 iii, 第一部第一章, 45, 48, 57, 122, 124, 128-130, 191, 397, 398, 400
 → 史料名〔甲賀山作所告朔解(ソ)〕／写経所の告朔解／造石山寺所告朔解／造金堂所告朔解／造東大寺司告朔解／田上山作所告朔解(ソ)〕
 考課 37, 38, 188
 考課木簡 37
 考中行事 38
 → 行事
 甲部一切経 27, 35, 36
 五月一日経 16, 44
 国印 163-165, 171
 国師 57, 75, 77, 138
 五十部法華経(玄昉所願) 16
 戸籍 ii, 162-165
 今更一部一切経 27, 35, 400
 金光明寺写経所 13, 20
 金光明寺造物所 13, 20, 37

【さ】

- 左衛士府 82
 坂田郡司 69, 74, 75, 82
 坂田庄司 63, 69, 74
 坂田庄領 62, 63
 「左京之印」 172, 205
 錯簡 365, 370, 371, 380, 381, 383, 384,

387, 389-393, 400
左兵衛府 101, 102
散役 5, 25, 35, 37, 38, 124, 397
散位寮 82, 103
信樂殿壞運所 57, 75, 77, 108, 118
「式部之印」 172
紫紙金字金光明最勝王經 44
仕丁 5, 34, 82, 84, 85, 95, 98, 99, 102,
103, 141, 171
始二部一切經 27, 35, 36
「治部之印」 172
写経司 6, 8-11, 13, 16, 17
写疏所 13, 16, 18, 21, 26
写大官一切経所 13, 16
写法華経所 13, 16
州印 163, 171
十部一切経(称徳天皇発願) 35
堅子所 82
主税寮 82, 173
省印 94, 172, 173
→ 八省印
上院 74, 75, 108, 118, 140
上院政所 69, 74
聖語藏経卷 400
上日 5, 38, 82, 103, 107
聖武天皇勅願一切経 16
諸司印 163, 164, 177
食口 26, 28, 35, 36, 229
食口案 21, 26, 27, 36, 59
正税帳 164, 165
勢多庄領 62, 63, 118
先一部一切経 27, 35, 36, 42, 400
造石山寺所 4, 5, 36, 42, 第一部第二章,
189-191, 205, 397, 398
造瓦所 98, 99, 128
造香山薬師寺所 128
「造東寺印」 48, 177

造東大寺司 iii, 4, 5, 20, 35-37, 41, 47,
48, 51, 62, 63, 69, 72-75, 77, 82-85, 98,
99, 102, 103, 107, 108, 118, 119, 121,
122, 128, 129, 131-135, 174, 176-178,
180-184, 186, 190-193, 202-205, 216,
398
造東大寺所 174, 201, 202
造物所 5, 69, 75, 108, 118, 128

【た】

高嶋郡司 82
高嶋山作所 63, 118
田上山作所 57, 62, 63, 118, 128-130,
191
断簡 iv, 6, 211, 212, 214, 216, 227, 231,
232
单口 5, 25-27, 34, 35, 37, 38, 98, 397
铸物所 69, 72, 75, 103, 128
継文 6, 8, 11, 13, 20, 21, 26-28, 57, 94,
95, 107, 118, 119, 121, 125, 128, 131,
135, 138, 145, 171, 174, 176-178, 187,
188, 190, 192, 193, 398
継目裏印 164, 165, 171, 174-177, 187,
195
継目裏書 165, 171, 174-178, 184, 187,
192, 201, 202
東大寺 ii, 11, 35, 44, 48, 74, 82, 83, 102,
124, 131, 133, 174, 176, 177, 190, 401
「東大寺印」 48, 138, 174, 176, 177, 201
東大寺写経所 20, 25, 27, 35, 47, 69, 125,
177, 178, 183, 186, 189, 192
東塔所 73
唐令 161, 163, 164, 189, 194, 383, 392,
393, 400

【な】

内豎 186, 203

「中務之印」 172, 200

仁部省 85, 95, 98, 99

→ 民部省

【は】

管陶司 94, 108

八省印 172

→ 省印

判語 146, 154, 155, 159, 162, 184, 186,
192, 196, 198, 398

判辞 146, 154, 155, 162, 196, 198, 398

「兵部之印」 172

福寿寺写一切経所 11, 13

不行唐令 384, 390, 391, 393

付箋 6, 40-42, 137, 222, 225, 230-232

賻物 84, 99-102

文部省 82

別当 47, 48, 69, 72, 75, 77, 82, 83, 98,
133, 189, 191

別当制 4, 72, 130, 135

奉写一切経司 35, 36, 178, 180-182, 184,
216

奉写一切経所 27, 28, 35-37, 42, 400,

401

奉写御執経所 178, 185, 186, 203

奉勅宣 107

【ま】

益田大夫所 69, 74, 75

政所〔造東大寺司〕 26, 69, 72, 75, 103,
108, 118-120, 130, 134, 183, 184, 186,
187, 190, 192, 203

民部省 85, 94, 95, 98, 103, 171-173

→ 仁部省

「民部之印」 173

木工所 5, 69, 72, 75, 128

【や】

焼炭司 69, 72, 73, 75

要劇銭 103, 142

【ら】

律令制の導入／継受 i, iii, 134, 145,
164, 171, 189, 193-195, 393, 399

「柳中県之印」 159

「輪台県之印」 160

人名 (50音順)

【あ】

阿刀乙万呂 62, 63, 100
 阿刀宇治麻呂 73
 安都雄足 47, 48, 63, 68, 69, 72, 73, 75,
 77, 82, 83, 103, 129, 130, 132, 133, 135,
 140, 189, 191, 204
 阿刀酒主 17, 132
 漢人部千代 85
 出雲大嶋 100, 101
 猪名部枚虫 63, 100
 円栄 74
 王世貞 385, 387
 王広嶋 73

【か】

上毛野薩麻 73
 上毛野真人 72, 132, 183
 上馬養 47, 68, 69, 135, 136, 178, 181,
 183, 184, 186, 189, 204
 川原人成 17, 69
 私部廣国 82
 日下部千足 82
 国中公麻呂 132
 慶宝 75
 玄昉 16
 光明子 6, 11, 39, 44
 惟宗允亮 358, 370, 378, 379

【さ】

坂上犬養 132
 志斐麻呂 132, 177
 実忠 35, 36

下道主 47, 68, 69, 72, 73, 75, 83, 100,
 129, 130, 133, 135, 191
 称徳天皇 (阿倍内親王・孝謙天皇) 6,
 11, 35, 103, 178
 聖武天皇 16, 44
 勝屋主 62, 63

【た・な】

橘守金弓 62, 63
 玉作子綿 62, 125
 錦部子老 74

【は】

秦男公 74
 秦足人 62, 63, 68
 范欽 384, 385, 387, 394
 葛井根道 72, 98, 132
 藤原仲麻呂 356
 法順 75
 法宣 75
 法備 57, 75, 77, 138
 豊坊 385, 387
 穂積河内 68

【ま・ら】

益田繩手 74, 141
 三嶋豊羽 62
 道豊足 62
 御杖年継 72
 弥努奥麻呂 72, 132
 六人部荒角 69
 良弁 48, 72, 74, 77, 136, 137, 143

史料名 (50音順)

【あ】

- 石山院奉写大般若経所充本経帳 (チ) 52
 石山院奉写大般若経所食物用帳 (ヌ) 52
 (ヌ) 紙背文書 52, 99
 石山院奉写大般若経所牒案 (ヨ) 54, 82
 石山院奉写大般若経所米売價錢用帳 (リ) 52
 石山院祿物班給注文 (ワ) 53, 103
 運堂所啓 (ム) 57, 77, 108, 143
 當繕令 9 須女功条 391-393
 當繕令 宋 26 (天聖令) 388, 389
 當繕令 不行唐令 2 390-393
 愛智郡司解 108, 119, 120, 121, 190, 355
 屋壊運漕に関する文書 (ネ) 56, 57, 108, 119, 190

【か】

- 甲斐国司解 85
 儀制令 5 文武官条 3, 122
 季別の告朔解 28, 35, 36, 41, 124, 125, 128-130, 132
 「経所」墨書土器 45
 草原嶋守啓 (ノ) 57
 公式令 i
 —11 解式条 61, 128, 134
 —12 移式条 60
 —13 符式条 59
 —40 天子神璽条 163, 177, 193
 —41 行公文皆印条 162-164, 193
 —82 案成条 161, 187, 188, 190, 192

- 83 文案条 161, 188, 189, 191
 交河郡長行坊に関する案卷 (アスターナ 506 号墓出土吐魯番文書) 155-161
 甲賀山作所告朔解 (ソ) 4, 49, 56, 57, 119, 122, 124, 125, 128, 139, 190, 191
 戸令 19 造戸籍条 162

【さ】

- 『西宮記』 iv, 第二部第二章, 400
 —大永本 358, 359, 364, 365, 379
 —前田家卷子本 357-359, 364, 365, 372, 373, 376, 379
 —壬生本 357, 364, 365, 372, 373, 376, 379
 相模国調郎にかかる文書の継文 (薬師院文書) 173, 174, 176
 山作所解 (ウ) 57, 118
 職員令 16 治部省条 101
 職員令 37 縫部司条 392
 写経所の告朔解 第一部第一章, 122, 397
 上院牒 (オ) 57, 108
 上院牒 (ク) 57, 108
 『政事要略』 iv, 第二部第二章, 399, 400
 —稲葉通邦自筆書入本 357, 370
 『撰集秘記』 372, 376, 377
 「造石山院所貯蓄継文」(ラ) 49, 56, 57, 103, 106, 108, 118, 119, 131, 138, 140, 141, 190, 398
 造石山寺所解案 (カ) 54
 造石山寺所解案 (秋季告朔) (レ) 54, 125, 138
 → 造石山寺所告朔解

(レ) 紙背文書 56, 129, 138
 造石山寺所解移牒符案 (ル) 48, 53, 58,
 62, 63, 68, 69, 72, 73, 75, 82-84, 98, 103,
 106, 108, 119, 120, 129, 130, 139, 140,
 189, 355
 (ル) 紙背文書 55, 56, 69, 74, 82, 84,
 99, 103, 108, 118, 125, 143
 造石山寺所告朔解 4, 5, 36, 41, 49, 122,
 124, 125, 128-130, 132
 造石山寺所雜材并檜皮和炭用帳 (ホ) 51
 (ホ) 紙背文書 52
 造石山寺所雜材檜皮和炭納帳 (ロ) 51
 (ロ) 紙背文書 52
 造石山寺所雜物用帳 (ヘ) 51
 (ヘ) 紙背文書 52
 造石山寺所食物用帳 (ト) 51
 (ト) 紙背文書 52, 125, 129
 造石山寺所錢用帳 (ニ) 51
 (ニ) 紙背文書 52, 118, 125
 造石山寺所雜物収納帳 (イ) 50
 造石山寺所雜様手実 (ナ) 56, 58, 119,
 138, 190
 (ナ) 紙背文書 58, 62
 造石山寺所鉄充并作上帳 (ハ) 51
 (ハ) 紙背文書 52, 118
 造石山寺所勞劇文案 (タ) 54, 103
 倉庫令逸文第 8 条 161
 倉庫令 宋 24 (天聖令) 161
 造金堂所告朔解 4, 36, 122, 129
 喪葬令 5 職事官条 100
 造東大寺司告朔解 4, 5, 25, 35, 36, 48,
 49, 72, 98, 122-125, 128-130

【た】

内裏系統写経機関奉請文繼文 178, 191,
 192, 202, 203

→ 奉写一切経司奉請文繼文・奉写御執
 經所奉請文繼文
 大糧申請繼文 94, 95, 171, 172, 201
 田上山作所告朔解 (ツ) 4, 49, 56, 57,
 119, 122, 124, 125, 128, 130, 139, 190,
 191
 月別の告朔解 28, 35, 36, 124, 125,
 128-130, 132
 天一閣藏書記 384,
 伝馬坊牒案卷 (ペリオ将来 3714 号敦煌文
 書裏) 146-155
 東京回送御物目録 213
 唐公式令斷簡 (ペリオ将来 2819 号敦煌文
 書) 134
 東南院文書 3-41 176
 吐魯番文書 iv, 第一部第三章, 398, 401
 敦煌文書 iv, 第一部第三章, 207, 208,
 398, 401

【は】

奉写石山院大般若所請経師文案 (ヲ)
 53, 103
 奉写一切経司奉請文繼文 (繼文 B)
 178-184, 192, 216
 → 内裏系統写経機関奉請文繼文
 奉写灌頂経所食口案 (マ) 59
 (マ) 紙背文書 59
 奉写二部般若経解移牒案 (ヤ) 58, 63, 73,
 83
 (ヤ) 紙背文書 59
 奉写御執經所奉請文繼文 (繼文 A)
 178, 184-187
 → 内裏系統写経機関奉請文繼文
 『北山抄』 378

【ま】

未修古文書目録 6, 11, 20, 28, 40, 138,

第二部第一章, 399
明鈔本天聖令 v, 第二部第三章, 400

【や】

焼炭所状（辛） 57, 108